

令和2年4月21日

学生各位

福山職業能力開発短期大学校  
学務援助課長

授業料等の納付及び減免申請に係る期日の変更について

今般、新型コロナウイルス感染防止に係る緊急事態宣言の広島県への適用に伴い、2020（令和2）年前期については、各種期日を以下のとおり変更します。

内容	現行	変更後
入学金及び授業料の減免申請期日	4月30日（木）	5月29日（金）
授業料等の納付期日	同上	同上

なお、授業料の延納及び分納申請の期日、同納付期限、入学金延納者の納付期限、授業料免除申請者が不承認であった場合の納付期限等については、後日確定次第お知らせします。

○お問い合わせ先  
福山職業能力開発短期大学校  
福山市北本庄 4-8-48  
学務援助課  
Tel 084-923-6327  
Fax 084-921-7038